

勢力に就て考察し、第九篇は統一運動の傾向を述べて之を倒幕運動、徳川慶喜の幕政改革、王政復古派諸勢力の連絡、討幕密勅降下と政權奉還、王政復古の五章に分ち第十篇及び第十一篇は明治社會の消極的成立及び其の積極的發達を説いて前者を徳川氏處分、東北諸藩の向背及處分、藩の處分、後者を官制改革及五ヶ條御誓文、議會制度の發達、新舊勢力の流れの諸章に分ち、第十二篇には明治初期の社會現象を宗教問題及學制、軍制及幣制、諸階級の變質、社會救濟問題等の方面より觀察し、第十三篇には嘉永六年六月より明治四年七月に至る年表が掲げてある。之を最初より通讀すれば幕末より明治に至る社會の動搖推移を根柢から知悉することが出來て、維新史の研究者のみならず一般國史に興味を有する人々にこつても極めて有益なる著述である。(菊版三〇八頁、東京雄山閣發行、價二・五〇)〔松野〕

●日本道德論 清原 貞雄著

先づ「總説」に於て日本道德學の必要を力説し、「本論」

に入りて國家を論じ、國體の意義、團體の研究、團體觀念の變遷を説明し、日本道德の要素を解剖し、轉じて「忠義」、「從順の徳と犠牲的精神」、「武士道の發達と其道徳的觀察」、「神道と國民道論」に就て詳細に論及したもので八章二十七節より成り、索引十八頁を添へた菊版五三八頁の大著である。從來數多く出た國民道德に關する著書が殆んど哲學者又は法律學者の手に依りてなされたものであるが、國民道德學は國民の過去の生活——國民が古來有つて居つた所の道德思想、それと外來要素との關係、國民の實行して來た所の道德——を充分に闡明して後に始めて樹立さるべきものであるから、寧ろ歴史家の手によりて研究批判されねばならず、又それでなければ、眞個の意味が解らない筈であり、従つて其の將來に關する處置を正當に處理する事が出來ないと言ふ著者の主張から、本書は公刊せられたものであつて、著者の言はたしかに一理はある。而して本書の勝れた所以亦其所に存するのであつて、吾人の祖先が實踐した跡を研究の對象とし、其長所と短所とを冷靜に識別し、以て人生々活に對

して、道德の將來が非常に重大なる意義を責任を有するものである事を論斷したものである。(改造社發行、定價四、五〇)

●法制史より見たる日本農民の生活 (上)

瀧川政次郎著

本書は著者が觀たる莊園内の農民の生活、徳川時代の村方に於ける農民の生活と共に纏つた「日本農民史」にして完成せんとするもの、一部で雜誌「我等」に「王朝時代に於ける農民の生活」を題して發表された論文に班田法の起源及び實施、班田法の内容、の二節を新に増補して全體の統一を計り且つ隨所に修正を施して面目を一新したものである。

緒論に於ては律令時代(著者は大化前後——延喜天曆)の社會階級を構成した貴姓、卑姓、白丁、雜色、家人、奴婢の六階級を概説し、本論に於ては前編とし、先づ土地制度より農民の生活を觀、口分田、園地、墾田、賃租營種よりの収入の外に籍帳虚偽により収入増加策を説い

て居るが、就中、大化改新が圓滑に行はれたのは大化以前に於ける土地私有の弊害に苦んだ事、大化新政府の勢力が明治新政府の勢力のやうに強大であつたからであると言ひ、支那の均田法が經濟政策的の精神に基いたものであるに反し、我國の班田法は社會政策的の精神が濃厚であるのであるから、上古に班田に類する慣行ありとする假説を持ち出す必要なしと言つて、故内田博士の説に反對したのは注意すべき點である。次章に於ては融通制度備荒貯蓄制度より農民の生活を見るために、出舉米や義倉、常平倉や質制度保償制度等の各方面に分ちて研究し出舉米の弊害を力説し、これが班田制敗壞の一原因であるを明言して居る。本書は律令格式——法制より見たる農民生活の叙述は勿論、更に進んで當時の古文書等に現はれたる實際上の農民生活にまでも言及せられて居る所があつて、我が國社會史研究の重大なる部分に關與する所が頗る大きい。特に詳細な注記のある事はまた本書の一特色であらう。(菊版三〇〇頁、同人社發行、價二、五〇〔以上中村〕)